

訪問リハビリの流れ

1. 介護保険の申請・認定

まずは市町村に相談し、介護認定を受けます。
要支援または要介護の認定を受けた場合にご利用が可能となります。

2. ケアマネジャーに相談

担当のケアマネジャーに相談し、当院に問い合わせいただきます。

3. 主治医の情報提供書の請求

主治医の先生からの情報提供書を当院より請求させていただきます。

4. 面談・説明

実際にご自宅等でご本人様、家族様と担当者が面談し契約を実行致します。

5. 当院の受診

訪問リハの利用には主治医の情報提供に加えて、当院の医師の定期的な診察が必要となります。

6. 訪問リハビリ：開始

面談と契約で決められた方針で、訪問リハビリ開始となります。

7. 訪問リハビリ：終了または継続

開始時の目標が達成出来たか・ご本人様や家族様が終了を希望または同意されているかなど総合的な状況を踏まえて判断させていただきます。

※介護認定を受けていない方を対象とした医療保険による訪問リハビリもごございます。詳しくはお問い合わせください。



営業日

8時30分～17時30分(月～金)
8時30分～12時30分(土)
※空き状況は随時お問い合わせ下さい。
※日曜日、年末年始は休業です。



訪問地域

越前市・南越前町全域

その他の地域での訪問希望の際は下記にお問い合わせ下さい。



利用料金

基本料金：307円／20分

提供体制加算：6円／回

※1割負担の場合の料金です。
※その他加算あり。詳しくはお問合せ下さい。
※総合事業は料金が異なります。



スタッフの体制は？

理学療法士：2名（常勤）

作業療法士：1名（常勤）



総合事業

当センターは越前市、南越前町の介護予防・日常生活支援総合事業の一環である「訪問型サービスC」事業を実施しています。介護認定で事業対象者の認定を受けた方は、こちらのサービス利用が可能です。詳しくはお問い合わせください。



医療法人 池慶会

池端病院

訪問リハビリテーションセンター



あなたの在宅生活を、もっと豊かに

〒915-0861 福井県越前市今宿町8-1

TEL：0778-23-0150

FAX：0778-24-2363

Mail：houmon-reha@ikebata.jp

ホームページ：こちらのQRコードから→

事業所番号：1810314557



訪問リハビリとは？



どんなサービス？

リハビリ職（理学療法士、作業療法士等）がご自宅へ定期的に訪問し、生活の支援や機能回復のお手伝いを致します。



サービス内容は？

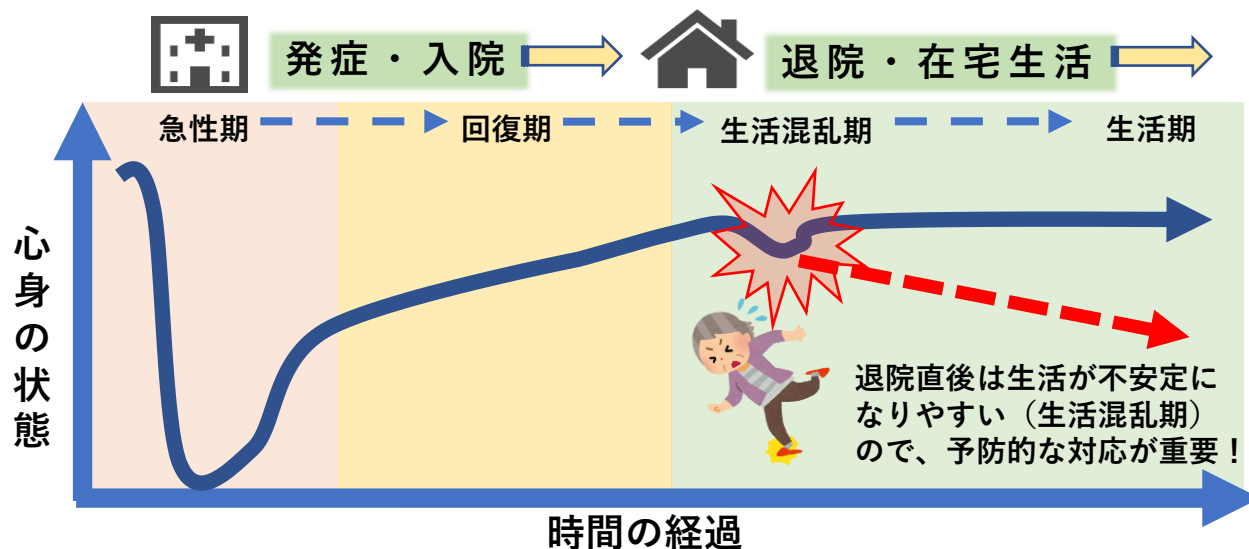
- ・日常生活動作の訓練
- ・体位変換・関節の運動
- ・寝たきりの予防
- ・介護者への助言や介助方法の提案
- ・住宅改修のアドバイス
- ・福祉用具や補装具選定のアドバイスなど。その他お問い合わせ下さい。



対象者は？

- ・介護認定（要支援・要介護）を受けた方を対象としています。
- ・通院・通所でのリハビリを受ける事が困難な方を対象としています。
- ・介護認定を受けていない方を対象とした訪問リハビリテーションサービスもございます。詳しくはお問い合わせ下さい。

訪問リハビリでは、生活再建のお手伝いをします



『心身機能の維持・改善』

心身の状態が低下した利用者様の能力維持・改善のお手伝いをします。



『作業・生活動作の再獲得』

出来なくなった趣味活動や生活動作がまた出来るように支援します。



『リハビリマネジメント』

本人・家族・事業所間の連携を深め、より効果的なサービス提供につなげます。

医療法人池慶会では、訪問リハビリ以外にも様々な在宅支援を実施しています

※電話番号には全て市外局番（0778）が入ります

- ・池端病院訪問診療・しくら訪問看護ステーション（Tel.21-5555）・しくらデイ明日花（通所介護 Tel.25-5522）
- ・デイケアしくら（通所リハTel.29-1133）・しくらケアプランステーション（Tel.21-3333）・しくら地域包括支援センター（Tel.29-1188）